

令和5年第3回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 認定第 1号 令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 2号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 認定第 3号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 認定第 4号 令和4年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 認定第 5号 令和4年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10 認定第 6号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 11 認定第 7号 令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第 12 議案第 1号 長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 13 議案第 2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14 議案第 3号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15 議案第 4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16 議案第 5号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 17 議案第 6号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 18 議案第 7号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	子	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	6番	御	園	生	明	君	
8番	森	川	剛	典	君	9番	板	倉	正	勝	君	
10番	加	藤	喜	男	君							

欠席議員（1名）

7番 松 野 唱 平 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 野 貞 夫 君	副 町 長 (ガス課長事務取扱)	佐 久 間 靜 夫 君
教 育 長	糸 井 仁 志 君	総 務 課 長	仁 茂 田 宏 子 君
企 画 財 政 課 長	河 野 勉 君	税 務 住 民 課 長	江 澤 卓 哉 君
福 祉 課 長	長 谷 英 樹 君	健 康 保 険 課 長	金 坂 美 智 子 君
生 活 環 境 課 長	三 上 達 也 君	産 業 振 興 課 長	石 川 和 良 君
建 設 課 長	高 德 一 博 君	教 育 課 長	三 十 尾 成 弘 君
教 育 課 主 幹	幹 德 永 哲 生 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○副議長（河野康二郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参考いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

議長、松野君から病気加療のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和5年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私共にご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月3日に佐坪地先で発生した木材店倉庫での火災は、近年まれに見る大きな火災でしたが、消防署と消防団の皆さんのご尽力により近隣への延焼もなく鎮火となりました。また、町建設業組合、地元住民など、多くの皆さんにもご協力をいただきましたこと、深く感謝いたしております。

広域行政についてでございますが、懸案でありました西消防署の建て替えにつきましては、令和5年度に用地を取得し、建設に向けて事業を進めていく旨、本年第1回定例会でお伝えいたしましたが、その後の進捗状況として、現西消防署付近の消防庁舎建設予定地の地権者から内諾をいただき、今後地権者との個別交渉に入ることであります。

地元説明会については、10月の上旬に千田地区の住民を中心に行うこととしております。

町長との座談会についてですが、9月30日及び10月1日に役場庁舎で開催します。今回は、年代別に3グループに分けて開催し、町民の皆様とより身近に率直な意見交換を行い、町政運営に反映させてまいります。

11月3日に、長南フェスティバル2023を町農村環境改善センターで開催します。今回は、千葉県誕生150周年記念事業として行うもので、長南町で200年以上の歴史のある花火の打ち上げを通して、千葉県誕生150周年を町民の皆さんと共に祝いしたいと思います。

11月22日に、うごく町政教室を開催します。これを機に、住民の皆さんに町政への理解を深めてもらいたいと思っています。

さて、本定例会でございますが、決算認定7件、条例議案4件、補正予算3件の14件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○副議長（河野康二郎君） ただいまから令和5年第3回長南町議会定例会を開催します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○副議長（河野康二郎君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（河野康二郎君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（河野康二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 森川剛典君

9番 板倉正勝君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○副議長（河野康二郎君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

[議会運営委員長 森川剛典君登壇]

○議会運営委員長（森川剛典君） 議長のご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月28日に委員会を開催し、令和5年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、各会計決算認定7件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、補正予算3件の計14議案が議題とされているほか、議員発議1件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、議案の調査、決算認定の審査の予備日日程などを考慮して、休会日3日を含んだ会期として、本日5日から13日までの9日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は7人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から5番まで5人を6日に行い、質問順位6番から7番まで2人を7日に行うことといたしました。

なお、本定例会に提案されております令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、内容が極めて複雑多岐にわたるものであり、詳細に審査する必要があることから、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和5年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○副議長（河野康二郎君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○副議長（河野康二郎君）　日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日5日から13日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（河野康二郎君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日5日から13日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（河野康二郎君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案14件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおりの出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和5年6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和4年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率、次に、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、町長から報告のありました令和4年度長南町継続費精算報告書、次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長からの報告にありました教育委員会の点検及び評価報告書は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第7号、議案第1号～議案第9号の上程、説明

○副議長（河野康二郎君）　日程第5、認定第1号　令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、議案第7号　令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　認定第1号から議案第7号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、認定第1号　令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は66億1,337万4,739円で、前年度比5億6,142万7,965円、9.3%の増となりました。歳出総額は62億2,099万5,207円で、前年度比5億1,192万9,649円、9.0%の増となりました。

歳入歳出の増加要因は、庁舎建設事業によるもので、建設工事費は令和3年度からの通次繰越額と合わせ10億691万円、什器購入費や各種システム移設費などを加えた事業費の総額は11億9,234万円となりました。

そのほか、令和2年度、3年度に引き続き実施したコロナ関連事業では、地域応援券発行事業をはじめワクチン接種事業、物価高騰緊急支援事業、スケートパーク整備事業など2億7,620万円を執行いたしました。

歳入歳出差引額は3億9,237万9,532円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億7,812万5,800円となりました。

次に、認定第2号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ県からの保険給付費等交付金等で、歳入総額は11億5,907万4,157円となり、前年度比0.5%の増となりました。歳出では、保険給付費をはじめ県への事業費納付金、保健事業費等で、歳出総額は11億944万6,992円となり、前年度比1.6%の増となりました。歳入歳出差引額は4,962万7,165円でございます。

次に、認定第3号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金等で歳入総額は1億3,374万2,082円となり、前年度比3.3%の増となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費で、歳出総額は1億3,259万1,381円となり、前年度比2.7%の増となりました。歳入歳出差引額は115万701円でございます。

次に、認定第4号 令和4年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ国・県負担金や支払基金交付金等で、歳入総額は11億2,458万7,726円となり、前年度比0.2%の増となりました。歳出では、認定者及び利用者の減少により、居宅介護サービス事業費等の給付費が減少したことなどから、歳出総額は、前年度比1.3%減の10億4,290万9,308円となりました。歳入歳出差引額は8,167万8,418円でございます。

次に、認定第5号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、墓所管理料をはじめ一般会計からの繰入金等を合わせました歳入総額は8,663万2,611円となり、前年度比2.8%の増となりました。歳出では、施設に係る修繕費等の減少などから、歳出総額は前年度比3.7%減の7,063万4,884円となりました。歳入歳出の差引額は1,599万8,000円でございます。

次に、認定第6号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、処理施設使用料をはじめ一般会計からの繰入金等を合わせました歳入総額は2億4,186万5,438円となり、前年度比10.2%の増となりました。歳出では、電気料をはじめとした動力費の増が影響し、歳出総額は前年度比9.4%増の2億3,786万5,431円となりました。歳入歳出の差引額は400万7円でございます。

次に、認定第7号 令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支においてガス事業収益6億696万177円、ガス事業費用6億1,147万4,265円となり、451万4,088円の純損失となりました。前年度繰越利益剰余金586万65円と合わせました当年度末処分利益剰余金は134万5,977円となり、利益の処分といたしまして、当年度は処分額をゼロ円とし、未処分利益剰余金134万5,977円を次年度に繰越させていただきます。

続きまして、議案第1号 長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、本案は総務省からの通知により、農業集落排水事業について公営企業法を適用し、企業会計での経理とするよう要請されておりますことから、令和6年4月から実施するため、新たに条例を設定しようとするものでござ

います。

次に、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、移動端末設備登載の電子証明書を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定の追加等を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、保育料に対する口座振替の依頼方法を変更することに伴い、納付期限を「毎月13日」から「毎月末日」に改める必要が生じるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、第13次一括法が令和5年6月16日に公布されたことに伴い、本条例の引用条文に項ずれが生じることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する物価高騰対応地域応援券事業及び医療・福祉・介護施設や交通事業者への支援金並びに新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種に要する経費、また、長南フェスティバル2023において千葉県誕生150周年記念事業を兼ねて実施する経費などで、歳入歳出予算それぞれに1億2,888万6,000円を追加し、予算の総額を49億7,338万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還及び一般会計への繰出金などで、歳入歳出それぞれに2,665万1,000円を追加し、予算の総額を11億265万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、職員の人事費に不足が生じるため、歳入歳出それぞれに47万4,000円を追加し、予算の総額を2億2,727万4,000円にしようとするものでございます。

以上、認定第1号から議案第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させてますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、認定第1号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

認定第1号 令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和4年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。

44ページをお開き願います。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比5,209万円余り増の11億5,116万3,819円でございました。主な増額要因といたしましては、固定資産税の増によるものでございます。また、不納欠損額が349万7,957円、収入未済額は4,858万1,826円でございました。

1項町民税では、前年度比1,545万円余り増の3億7,102万3,015円でございました。内容といたしましては、1目町民税では前年度比103万円余り増の3億497万6,215円、2目法人町民税では前年度比1,442万円余り増の6,604万6,800円でございました。また、2項固定資産税では前年度比3,318万余り増の6億8,722万8,269円でございました。さらに、3項軽自動車税3,368万6,200円、4項町たばこ税4,998万7,035円、5項鉱産税923万9,300円の収入がそれぞれございました。

2款地方譲与税でございます。

46ページをお開き願います。

1項地方揮発油譲与税2,127万6,000円、2項自動車重量譲与税6,368万4,000円、3項森林環境譲与税340万2,000円、計8,836万2,000円の譲与がございました。前年度比42万円余り減でございます。

3款利子割交付金は48万6,000円。

4款配当割交付金は489万円。

5款株式譲渡所得割交付金は387万2,000円。

48ページになりますが、6款法人事業税交付金は1,645万3,000円の交付がございました。

7款地方消費税交付金は、前年度比513万円余り減の1億9,141万6,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比673万円余り増の1億1,087万6,904円が交付されました。

50ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金は、前年度比215万円余り増の1,349万6,000円。

10款1項地方特例交付金は、前年度比385万円余り減の255万1,000円が交付されました。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の特例的減免に対する減収補填として創設され、前年度比2,261万円余り減の106万6,000円が固定資産税減収補填特別交付金として交付されました。減の主な要因は、中小事業者等の償却資産及び事業用家屋の軽減措置の終了によるものです。

52ページをお開き願います。

11款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合せまして前年度比1億375万円余り減の18億6,900万6,000円の交付がございました。減の主な要因は、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費並びに地籍調査の減によるものです。

12款交通安全特別交付金は181万5,000円の交付がございました。

13款分担金及び負担金は、前年度比1,554万円余り減の3,404万5,950円でございました。

54ページをお開き願います。

減の主な要因につきましては、昨年度は、1項1目農林水産業費分担金、2節として農林施設災害復旧費分担金の収入がございましたが、皆減となったことによるものです。

14款使用料及び手数料は、前年度比40万円余り増の6,614万5,265円でございました。

1項使用料において、56ページとなりますが、4目土木使用料の収入未済額21万9,600円は滞納繰越分の町営住宅使用料によるものです。

15款国庫支出金でございますが、前年度比1億1,367万円余り減の5億254万7,791円でございました。

1項国庫負担金は、前年度比8,240万円余り減の1億9,748万1,655円となりました。

58ページになりますが、2目衛生費国庫負担金の収入未済額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金において、翌年度に精算となるものがあるため収入未済となったものです。減の主な要因につきましては、昨年度は土木費国庫負担金において道路災害復旧費負担金及び河川災害復旧費負担金の収入がございましたが、皆減となったことによるものでございます。

2項国庫補助金は、前年度比3,113万円余り減の3億332万4,000円となりました。

減の主な要因は、昨年度は新型コロナウイルス対策として給付した子育て世帯への臨時特別給付金に関して、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等補助金7,259万円の収入がございましたが、皆減となったことによるものです。

また、新型コロナウイルス対策の各種事業に充て、各目で収入した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は前年比6,175万3,000円増の1億7,664万円となりました。

なお、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金で、繰越明許により翌年度へ繰越しを行ったため収入未済となったもの。

60ページとなりますが、3目衛生費国庫補助金の収入未済額は、62ページとなりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の事業実施の際に、翌年度に精算となるものがあるため収入未済となったものです。

64ページをお開き願います。

16款県支出金でございますが、前年度比9,887万円余り減の4億2,761万1,023円でございました。

1項負担金、66ページになりますが、4目土木費県負担金では、地籍調査費負担金で繰越明許により翌年度へ繰越しを行ったため収入未済となったもの。

2項県補助金、1目総務費県補助金で、地域防災力向上総合支援対策事業の皆減及び、70ページとなりますが、5目土木費県補助金で、地籍調査費補助金1億1,154万3,000円が皆減となったことが減の主な要因でございます。

3項委託金は前年度比11万円余り増の2,462万7,280円となりました。

72ページをお開き願います。

17款財産収入は646万251円の収入がございました。

18款寄附金は2,647万8,852円の寄附をいただいたところでございます。

1目一般寄附金につきましては4件、74ページになりますが、2目ふるさと納税寄附金は236件となってお

ります。

次に、19款繰入金でございますが、前年度比3億5,538万円余り増の7億1,647万4,708円となっております。

1目財政調整基金繰入金が前年度比400万円余り減の2億円を繰り入れました。

6目公共施設等整備基金繰入金が庁舎建設事業に充当するため、前年度比4億958万円余り増の4億6,257万8,039円を繰り入れました。

76ページをお開き願います。

20款繰越金は、前年度比4,324万円余り減の3億4,288万1,216円となりました。事業充当されない決算余剰金である前年度繰越金は、前年度比3,685万円余り減の2億435万4,216円でしたが、継続費、繰越明許費として、繰越事業の財源として充当される前年度繰越金は、前年度比639万円余り減の1億3,852万7,000円となるため、繰越金全体では前年度とほぼ同程度の規模となってございます。

次に、21款諸収入でございますが、前年度比2万円余り減の9,447万7,060円となっております。

78ページになりますが、4項雑入の不納欠損額304万3,445円につきましては、まず、福祉課のふれあい事業利用者分1名の1万4,900円、こちらはふれあい事業利用者1名が昨年亡くなり、財産相続管理人が入り清算をした結果、不足分1万4,900円を欠損したもの。続いて、学校給食に係る収入未済額の処理302万8,545円、こちらは給食費無償化以前の滞納繰越分の学校給食費負担金の未納者32世帯49名分として、平成16年度及び平成23年度から令和元年度分につきまして欠損をいたしました。収入未済額29万7,605円につきましては、給食費無償化以前の滞納繰越分の学校給食費負担金の未納が主なものとなっております。

80ページをお開き願います。

22款町債は、前年度比5億4,440万円増の9億4,050万円でございます。

2目総務債、1節過疎対策事業債で例年実施している過疎法に基づいた基金に対する積立金に対し3,500万円を借り入れし、2節緊急防災減災事業債で防災行政無線の親宅等整備工事に対して1億1,660万円を、82ページになりますが、3節公共施設等適正管理推進事業債で市町村役場緊急保全事業として庁舎建設に係る令和3年分の過次繰越分1億110万円と、令和4年度分5億9,980万円、合わせて7億90万円を借り入れし、3目土木債、1節緊急浚渫推進事業債で河川維持事業を行うもので、長南川支流の竹木等伐採事業として1,750万円を借り入れし、3節過疎対策事業債で、道路改良事業によるもので2,550万円を借り入れました。

23款自動車取得税交付金は令和元年9月末で廃止となったため、当初予算額には計上しておりませんでしたが、令和4年度中に過年度分として国に納付されたものが配分され、29万8,900円が交付されました。

以上、予算減額67億9,954万5,000円、調定額68億5,875万2,079円、収入済額66億1,337万4,739円、収入未済額2億3,883万5,938円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお開き願います。

まず、1款議会費は7,439万2,770円の支出でございました。

2款総務費は21億6,000万6,241円の支出でございました。

1項総務管理費は19億9,267万7,070円の支出でございましたが、主な内容といたしまして、1目一般管理費では、職員人件費、宿日直業務委託料、総合事務組合負担金などをはじめとする管理費用について、3億

8,903万9,069円の支出をいたしました。

88ページをお開き願います。

2目文書広報費から4目会計管理費までは、昨年度と同様の支出でございました。

5目財産管理費では1億4,422万9,082円の支出をいたしました。主な内容として、90ページになりますが、
庁舎等施設の水道光熱費及び管理委託料LAN、LG-WAN等の通信回線に対する保守委託料及び機器リース料並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したスケートボードパーク設置等工事などを実施いたしました。

92ページをお願いいたします。

6目企画費では、令和4年度から、ふるさと納税関係事務が3目財政管理費から移動しております。

94ページをお開き願います。

7目交通安全対策費から8目地域振興費までは前年度と同様の支出でございました。

96ページをお開き願います。

防災対策費では1億2,548万8,836円の支出をいたしました。防災行政無線保守管理委託料や防災行政無線親宅等整備工事などが主な内容でございます。

10目無線共聴施設管理事業費では、前年と同様の支出でございました。

98ページをお開き願います。

11目有線共聴施設管理事業費では556万6,083円の支出をいたしました。

なお、予算現額に対する支出残額として、有線共聴施設光化改修工事監理業務委託で409万8,000円、有線共聴施設機械化改修工事で7,512万1,000円を翌年度に繰越しました。

12目過疎対策費では4,973万9,630円の支出をいたしました。新公共交通運行システム業務委託料及び若者定住促進奨励金の支出が主な内容でございます。

100ページをお開き願います。

13目調査建設事業費では11億9,233万9,259円の支出をいたしました。12節委託料で、建設工事監理業務委託として1,870万円を、また、14節工事請負費で建設工事として10億690万8,600円を支出いたしました。システム移設工事及び附帯工事など、その他庁舎建設に係る費用となる工事を支出いたしました。

102ページをお開き願います。

2項徴税費ですが、8,579万110円の支出がございました。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、5,486万4,436円の支出がございました。

104ページをお開き願います。

主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、受付申請システム導入事業を実施いたしました。また、戸籍システム改修事業について繰越明許費により461万3,070円を翌年度へ繰り越しました。

4項選挙費ですが、2,201万6,069円の支出がございました。主な内訳として、106ページになりますが、3目参議院議員選挙費で1,030万8,271円の支出がございました。

108ページをお開き願います。

5 項統計調査費では396万4, 201円の支出がございました。

6 項監査委員費では69万4, 355円の支出がございました。

110ページをお開き願います。

3 款民生費でございます。10億4, 902万2, 171円の支出でございました。

1 項社会福祉費は8億1, 499万2, 793円の支出をいたしました。

1 目社会福祉総務費は6億2, 758万5, 535円の支出がございました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や障害者福祉関連経費、特別会計への繰出金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、価格高騰緊急支援給付金が主な支出となってございます。

112ページになります。

2 目老人福祉費では1, 863万5, 207円を支出いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、介護老人福祉施設等に対する支援給付金事業を実施いたしました。

114ページをお願いいたします。

114ページの3目国民年金費から6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となってございます。

116ページをお開き願います。

2 項児童福祉費は2億3, 402万9, 378円の支出がございました。

1 目児童福祉総務費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業は皆減となりました。

118ページをお開き願います。

2 目児童措置費、3目児童福祉施設費については前年度に準じた支出内容となっております。

120ページをお開き願います。

4 款衛生費でございます。3億8, 723万323円を支出いたしました。広域市町村圏組合への各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業などを実施したものでございます。

122ページになりますが、1項保健衛生費、2目予防費で5, 715万4, 399円を支出いたしました。主な内容としては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。

124ページの3目母子保健費から128ページの2項清掃費、1目塵芥処理費までは、おおむね前年度と同様の内容となってございます。

130ページをお開き願います。

5 款農林水産業費でございます。4億7, 875万4, 929円の支出がございました。

1 項農業費、1目農業委員会費では1, 883万5, 094円を支出いたしました。

3 目農業振興費で1億927万3, 498円を支出いたしました。

132ページをお開き願います。

有害鳥獣被害防止対策事業、経営規模拡大農地集積奨励補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業者経営継続支援事業補助金などが主な支出内容でございます。

134ページをお開き願います。

4 目農村総合整備費は、前年度と同様でございます。

136ページをお開き願います。

5目畜産業費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、畜産農家に対する経営継続支援事業を実施いたしました。

6目ほ場整備費で9,088万3,152円を支出いたしました。前年度からの繰越事業の実施もありましたが、今年度も県営長南東部地区土地改良事業について繰越明許費により559万2,000円を翌年度へ繰り越しました。

138ページをお開き願います。

7目農村環境改善センター費で1,130万3,543円を支出いたしました。また、自家用電気工作物の改修事業について繰越明許費により379万9,962円を翌年度へ繰り越しました。

2項林業費では173万1,048円を支出いたしました。

140ページをお開き願います。

6款商工費でございます。1億3,390万7,996円を支出いたしました。

1項商工費、1目商工業振興費では1億477万5,265円の支出がございましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域経済再生のための地域応援券事業及び店舗経営に影響を受けている直売所に対する直売所事業継続支援金事業を実施いたしました。

2目観光費では2,913万2,731円の支出がございました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した野見金公園遊具設置工事を実施いたしました。

142ページをお開き願います。

7款土木費でございます。5億6,254万6,946円の支出でございました。

なお、2億8,738万9,200円の繰越明許の設定を行い、翌年度へ繰越しを行いました。

1項土木管理費では3億886万5,645円の支出でございました。主な内容として、144ページになりますが、2目地籍調査費では2億7,006万6,332円の支出がございましたが、前年度からの繰越事業の実施もある中で、地籍調査業務委託料等について繰越明許費により2億5,391万4,000円を翌年度に繰り越しました。

2項道路橋梁費では1億8,635万6,318円の支出でございました。

前年度からの繰越事業の実施もある中で、2目道路維持費から、146ページになりますが、4目橋梁維持費において、町単独事業として舗装本復旧工事、道路維持工事及び橋梁修繕工事などを実施し、補助事業として町道利根里線道路改良工事などを実施いたしました。

また、3目道路新設改良費において、町道市野々70号線道路改良事業について繰越明許費を設定し2,285万6,900円を翌年度に繰越しいたしました。

3項河川費では3,430万9,400円を支出し、148ページになりますが、普通河川堀田川河川維持工事について繰越明許費を設定し1,061万8,300円を翌年度に繰越しいたしました。

4項住宅費は、町営住宅解体工事の実施など2,063万823円を支出いたしました。

5項都市計画費では、前年度からの繰越事業の実施もある中で1,238万4,760円を支出いたしました。

150ページをお開き願います。

8款消防費では1億6,540万6,000円を支出いたしましたが、広域市町村圏組合への負担金が主な支出内容でございます。

9款教育費でございます。3億5,677万476円を支出いたしました。

1項教育総務費は7,351万132円を前年同様支出いたしました。

154ページをお開き願います。

2項小学校費で6,809万6,884円を支出いたしました。

156ページになりますが、2目教育振興費では5,645万4,679円を支出いたしました。

3項中学校費で5,611万9,815円を支出いたしました。

158ページになりますが、2目教育振興費では2,420万2,521円を支出いたしました。

160ページをお開き願います。

4項社会福祉費では5,557万8,603円を支出いたしました。

164ページをお開き願います。

5項保健体育費では1億346万5,042円を支出いたしました。

168ページをお開き願います。

10款災害復旧費では1,034万6,800円の支出でございました。

1項農林水産施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費で、令和元年の豪雨災害により発生した山地災害の整備工事として、前年度からの繰越事業である県単小規模治山緊急整備事業を実施いたしました。

11款公債費につきましては4億2,371万4,123円の支出でございました。

170ページをお開き願います。

12款諸支出金では4億1,889万6,432円の支出でございます。

1項普通財産取得費につきましては支出はございませんでした。

2項基金費の主な内容は、1目財政調整基金費で1億7,886万8,000円の積立てを行い、172ページになりますが、7目公共施設等整備基金費で2億4,065円の積立てを行いました。

13款予備費では、総務費、民生費、教育費及び公債費へ計240万7,000円の充当を行いました。

以上が、歳出予算現額67億9,954万5,000円、支出済額62億2,099万5,207円、翌年度繰越額合計3億8,061万3,232円の内容でございます。

174ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額66億1,337万5,000円、歳出総額62億2,099万5,000円、歳入歳出差引額3億9,238円、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億1,425万4,000円を差し引いた2億7,812万6,000円が実質収支の額となります。

176ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和4年度の公有財産中の土地の移動については、主に行政財産及び普通財産、共に町営長南住宅の解体に伴う行政財産の減と、普通財産の増で、建物の移動については役場新庁舎建設に係る増と、旧庁舎としての取扱いに伴う減及びその他の施設への移動に伴う増、町営長南住宅を解体したことによる減でございます。その他の財産に関する移動につきましては、178ページ以降に記載をさせていただいてございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、認定第1号 令和4年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきま

す。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時15分から予定しております。

（午前10時00分）

○副議長（河野康二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○副議長（河野康二郎君） 認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

金坂健康保険課長。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） 令和4年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、国民健康保険の加入状況につきましてご説明申し上げます。

令和4年度末の加入世帯数は1,322世帯でございまして、被保険者数は2,013人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では42世帯の減、被保険者数では後期高齢者医療への移動などによりまして、72人の減となったところでございます。

それでは、歳入歳出決算書によりましてご説明申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書189ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額2億1,285万1,965円、不納欠損額76万3,548円、収入未済額3,011万7,471円、調定額に対する徴収率は87.32%で、前年度と比較いたしますと2.66ポイントの増でございます。

次の191ページをお開きいただきたいと存じます。

3款県支出金でございます。都道府県は市町村に対し、療養の給付費等に要する費用やその他の国保事業に要する費用について、保険給付費等交付金として交付することとされております。保険給付に要した費用に交付する普通交付金として7億8,603万5,697円交付されております。次に、保険者努力支援制度などその他の国保事業に要する費用への特別交付金は2,126万6,000円交付されております。普通交付金と特別交付金を合わせまして8億730万1,697円となっております。

4款財産収入につきましては、基金積立金の利息でございまして1,630円となっております。

5款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、収入済額7,581万653円でございます。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、収入済額3,146万350円でございまして、このうちの4分の3の2,359万5,262円は県が負担しているものでございます。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、収入済額1,921万6,978円でございまして、このうちの2分の1の960万8,489円は国の負担分、4分の1の480万4,244円は県が負担しているものでございます。この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金5,067万7,328円のうち、3,800万7,995円を国と県が負担しているものでございます。

次の193ページをお開きいただきたいと存じます。

6款繰越金は、収入済額6,098万2,284円でございまして、前年度からの繰越金でございます。

193ページ中段から195ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

7款諸収入は、収入済額212万5,928円でございまして、雑入におきまして国、県から精算に伴う過年度分の特定健康診査等の負担金があったことにより予算額に対して大幅な増収となっております。

195ページの一番下の欄をご覧いただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額11億8,995万5,176円、収入済額11億5,907万4,157円、不納欠損額76万3,548円、収入未済額3,011万7,471円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

197ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は2,867万4,177円でございまして、人件費のほか事務に係る電算委託料などでございます。

次の199ページをご覧いただきたいと存じます。

2款保険給付費の支出済額は7億8,903万5,805円でございまして、前年度に比べ1,487万3,045円、1.9%の増となり、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことにより、コロナ禍で受診を控えていた方が受診へ転じたことで給付が伸びたと考えられます。

続きまして、3枚めくつていただきまして205ページの3款国民健康保険事業費納付金でございます。都道府県は、保険給付費等交付金に要する費用やその他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村から事業費納付金を徴収するものとされております。この事業費納付金は県が決定するものであり、市町村ごとの所得水準、医療費水準に応じて県が算出いたします。令和4年度の県への納付額は2億4,602万8,056円となっております。

次の207ページ中ほどから209ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

5款保険事業費の支出済額は2,302万6,126円でございまして、特定健康診査の集団健診及び個別健診などの事業、人間ドックの助成でございます。特定健診の受診率は人間ドックを含みますと51.4%であり、前年度より0.9%の増となっております。

次に、209ページの中ほどをご覧いただきたいと存じます。

6款基金積立金の支出済額は2,100万1,000円でございまして、年度末の基金保有高は2億214万3,950円でございます。

続いて、7款諸支出金の支出済額168万1,800円につきましては、遡って国保の資格の喪失手続をしたことによる保険税の還付金26件分でございます。

211ページの一番下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額11億944万6,992円、不用額2,794万3,008円でございます。

次の212ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億5,907万4,000円、歳出総額11億944万7,000円、歳入歳出差引額4,962万7,000円、実質収支額は4,962万7,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

なお、213ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計の決算内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第3号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況につきましてご説明申し上げます。令和4年度末の加入者は1,744人でございまして、前年度と比較いたしますと13人の増でございます。また、町の総人口の23.7%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の217ページをお開きいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額9,864万1,900円、不納欠損額6万5,500円、収入未済額79万9,800円となりまして、調定額に対する徴収率は99.13%でございます。

2款繰入金は、収入済額3,322万3,570円でございまして、制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入は、収入済額148万4,374円でございます。

次の219ページをお開きいただきたいと存じます。

4項1目雑入ですが、こちらは主に賦課徴収の帳票作成委託等の事務費委託金でございます。

一番下の欄をご覧ください。

歳入合計といたしまして、調定額1億3,460万7,382円、収入済額1億3,374万2,082円、不納欠損額6万5,500円、収入未済額79万9,800円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の221ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は149万1,560円でございまして、電算処理委託料及びシステム使用料などでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億2,785万5,762円でございまして、広域連合への保険料

等の納付金でございます。前年度と比較いたしますと293万397円の増でございます。

3款保健事業費の支出済額は299万4,659円でございまして、人間ドックの助成65件分でございます。

1枚めくつていただき、223ページの一番下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額1億3,259万1,381円、不用額570万8,619円でございます。

次の224ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億3,374万2,000円、歳出総額1億3,259万1,000円、歳入歳出差引額115万1,000円、実質収支額は115万1,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

以上、認定第2号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りましてご認定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第4号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、認定第4号 令和4年度長南町介護保険特別会計決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第4号 令和4年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、決算書の226ページをお開きいただきたいと存じます。

まず初めに、介護保険の令和4年度末の状況についてご説明申し上げます。

第1号被保険者数は3,331人で、前年度と比較し31人の減でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては、前年度より27人減の3,365人。高齢化率につきましては、前年度より0.9%増の45.8%でございます。要介護の認定者数につきましては、前年度より18人減の554人で、そのうちサービスを利用した受給者数は、前年度より8人減の485人でございました。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

1款介護保険料でございます。収入済額は前年度より107万4,020円減の2億1,635万8,060円、収入未済額は、前年度より98万1,640円増の967万7,360円となり、調定額に対する収納率は前年度より0.1%増の95.7%でございます。

なお、不納欠損処分につきましては8万1,120円を処分させていただいたところでございます。

3款国庫支出金から228ページの4款支払基金交付金、5款県支出金及び230ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用としてそれぞれ法定負担割合に基づき交

付されたものでございます。

また、232ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、令和4年度において準備基金から取り崩したものはございませんので、ゼロ円となってございます。

9款繰越金、収入済額6,604万2,108円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

10款諸収入、2項1目預金利子につきましては、預金利息として385円を、次の234ページ、3項4目雑入2万800円につきましては、介護保険料還付金の返戻分でございます。

歳入合計といたしまして、調定額は11億3,434万6,206円、収入済額は11億2,458万7,726円、不納欠損額は8万1,120円、収入未済額は967万7,360円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。次の236ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は、前年度に比べ161万6,685円増の3,544万9,433円でございまして、人件費のほか、事務に係る電算委託料、また介護認定業務に係る経費でございます。

238ページの2款保険給付費全体の支出済額は8億9,955万6,513円でございまして、前年度に比べ6,190万8,742円減でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者に係るサービス給付費でございまして、1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護、訪問看護、通所介護等の利用者増に伴い、給付費も増となりましたが、通所リハや短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護等の利用者が減少したことから、前年度に比べ373万7,259円減の2億7,484万6,977円でございます。

2目地域密着介護サービス給付費では、地域密着型通所介護の給付費は増となりましたが、認知症対応型共同生活介護の利用者が減となったことから、前年度に比べ471万7,752円減の8,111万9,436円でございます。

次の240ページの3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の利用者数が減少したことにより、前年度より3,537万5,079円減の4億2,583万6,552円でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、ケアプラン作成件数の増加が見込まれたため211万1,000円の追加補正をさせていただきましたが、さらに不足が生じたため、2款1項1目18節居宅介護サービス給付金費から8万6,000円を流用し、対応させていただきました。支出済額につきましては、前年度に比べ257万8,652円増の4,304万9,967円でございます。

240ページから242ページとなりますが、2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございまして、1目介護予防サービス給付費では、訪問看護が増となりましたが、訪問リハや通所リハ及び福祉用具対応の利用者が減少したことに伴い、前年度に比べ144万1,271円減の934万2,659円でございます。

244ページをお願いいたします。

4項1目高額介護サービス費でございますが、介護サービスを利用した際に支払う利用者負担額が一定の額を超えた場合に支給されるものとなります。その件数が前年度より減少したことにより、前年度に比べ419万9,633円減の2,185万5,316円でございます。

6項1目特定入居者介護サービス費でございますが、要介護1から5の認定者が施設サービスや短期入所の利用の際に利用者が負担する食費及び居住費について、負担限度額認定証の上限額を超えた分に係る費用とな

りますが、利用者の減により、前年度に比べ1,328万7,038円減の3,479万6,298円でございます。

246ページの3款基金積立金の支出済額は3,226万7,000円でございまして、これにより年度末の基金保有高は1億4,174万1,011円となってございます。

4款地域支援事業費全体の支出済額は3,497万5,373円でございまして、前年度に比べ336万5,787円の減でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に機能訓練としての教室の開催などを実施いたしました。

また、248ページの2項1目包括支援センター運営事業費の支出済額は、前年度より54万7,405円減の2,120万9,065円で、職員3人分の人事費及びシステム使用料などでございます。

250ページの3目認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームを毎月開催し、40歳以上の認知症が疑われる方などの相談や医療機関の受診、また、介護サービス利用の支援などを行ってまいりました。

5款諸支出金の支出済額4,066万989円では、第1号被保険者の保険料還付金、また、前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金、また、町一般会計繰入金を精算し返還したものでございます。

次に、252ページの下の欄をご覧ください。

歳出合計をいたしまして、支出済額は10億4,290万9,308円、不用額は4,997万8,692円でございます。

次の254ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億2,458万7,000円、歳出総額10億4,290万9,000円、歳入歳出差引額8,167万8,000円、実質収支額は8,167万8,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、255ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認定第4号 令和4年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第5号及び認定第6号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、令和4年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

認定第5号 令和4年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度末におきまして、笠森霊園の墓所の区画数は9,281区画、また墓所使用許可数は前年度から86区画の減となります8,742区画となってございます。使用率でございますが、94.2%となってございます。

次に、事項別明細書によりまして、歳入からご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の258ページをお開きください。

1款1項1目事業収入の墓所使用料でございますが、収入済額1,584万円で、これは65区画分の永代使用料となっておるところでございます。

続いて、2目工事負担金でございますが、これは42区画分のカロートの工事の負担金174万3,000円でございます。

次に、3目墓所使用料につきましては、1節現年度分3,546万9,660円、2節滞納繰越分46万9,710円、これは109件分の滞納繰越分の使用料となりますけれども、1節、2節合わせまして3,593万9,370円を計上したところでございます。また、滞納繰越分のうち承継者の死亡等々の理由によりまして12件、金額にしまして64万380円について不納欠損の処分をさせていただいたところでございます。

次に、4目施設使用料でございますが、132万8,100円を計上したところでございます。

次に、2款財産収入でございますが、1項1目土地建物貸付収入として1万7,965円を収入してございます。

3款寄附金につきましてはゼロ円でございます。

次に、4款繰入金では、1項1目1節財政調整繰入金につきましてはゼロ円、次の260ページになりますけれども、一般会計の繰入金につきましては2,000万円を計上したところでございます。

5款繰越金は、令和3年度からの繰越金1,093万5,666円となります。

6款諸収入では、1項1目1節預金利子が23円。

2項1目1節雑入は82万8,147円でございまして、墓所使用許可書の再交付等に係る収入でございます。

以上、歳入合計は調定額9,187万4,681円、収入済額が8,663万2,611円でございます。

続きまして、262ページをお開きください。ここからは歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目霊園総務費では、予算現額6,919万4,000円に対しまして支出済額は6,380万8,962円でございます。主な支出につきましては、1節から4節までの人事費につきましては、職員2名及び会計年度任用職員4名に係る人事費、10節需用費、11節役務費につきましては、霊園事務所に係る光熱水費、料金事務に関する郵便、電話等の経費でございます。

次に、12節委託料につきましては、園内清掃に係る通年の委託料1,585万5,400円をはじめ管理料の電算の処理の委託、浄化槽清掃、こうした委託料を計上しておるところでございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、管理料システム及び事務所内コピー機の使用料、18節負担金補助及び交付金につきましては、総合事務組合負担金等の経費でございます。

次に、24節積立金につきましては、令和4年度の決算状況を踏まえ939万9,000円を基金に積み立てたところでございます。当該処分の結果、令和4年度末の財政調整基金の残高は4,778万円となります。

最後に、26節公課費につきましては、消費税及び地方消費税176万2,400円及び公用車の車検に係る重量税の支出となっておるところでございます。

次に、264ページをご覧ください。

2款靈園施設費でございます。靈園施設費では予算現額849万1,000円に対しまして支出済額は682万5,922円でございます。

主な支出につきましては、靈園施設内における水道関係の修繕工事と施設の維持管理に係る経費となってございます。

3款公債費、4款予備費につきましては支出がございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額7,873万5,000円に対しまして支出済額7,063万4,884円となりました。

次に、266ページをお開きください。本ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8,663万3,000円、歳出の総額が7,063万5,000円でございます。また、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同様の1,599万8,000円でございます。

なお、次のページ、268ページからは財産に関する調査でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上は、大変雑駁な説明でございますが、認定第5号 令和4年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。ご審議賜りまして認定くださいますようにお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

認定第6号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度末における加入状況でございますが、3地区合わせまして加入戸数が1,098戸、前年度比3戸増、接続戸数910戸、これも前年比3戸増となってございます。この2つから求められる接続率ですが、82.9%となっておるところでございます。

次に、事項別明細書によりまして歳入からご説明させていただきたいと存じます。

歳入歳出決算書272ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、収入の1款1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、収入済額84万円、これは2戸分の加入負担金となってございます。

次に、2款1項1目1節現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,059万8,213円で、3地区の施設の使用料になってございます。

次に、2節は滞納繰越分の使用料73万3,410円、これは24名分の収入となってございます。

次に、3款繰入金でございますが、収入済額1億8,036万9,000円でございまして、これは一般会計からの繰入金になっておるところでございます。

次に、4款繰越金は212万956円でありまして、令和3年度からの繰越金となっておるところでございます。

次に、5款諸収入では、1項1目1節預金利子につきましては80円。

2項1目1節雑入につきましては50万3,779円でありまして、これは指定工事店に係る責任技術証の交付手数料及び会計年度任用職員に係る納付金となっております。

次に、274ページをお開きください。

6款1項1目町債の部分でございますが、下水道事業債として1,110万円を計上させていただいたところでございます。これは、昨年度米満地先の管路敷設工事のために起債を起こしたというものでございまして、同2目公営企業会計適用債、これが560万円となっております。この560万円に関しましては、公営企業会計への移行に係る業務委託の分として借入れを起こしたというものでございます。

以上、歳入合計ですが、調定額2億4,375万6,547円、収入済額が2億4,186万5,438円でございます。

続きまして、276ページをご覧いただきたいと存じます。ここからは歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費では、予算現額1,667万円に対しまして支出済額は1,605万604円でございます。主な支出につきましては、職員の人事費のほか処理場の火災保険料、料金管理システムの使用料及び公営企業会計移行支援業務委託料、この委託料につきましては566万5,000円となってございます。

次に、2款の事業費でございますが、予算現額6,022万3,000円に対しまして支出済額は5,808万181円でございます。

主な支出につきましては、10款需用費2,323万6,058円では、処理場内の設備及び中継ポンプの修繕料のほか電気料、水道料等を計上したものでございます。

11節役務費259万6,746円では、中継ポンプ91か所分の電話料等でございます。

12節委託料1,729万7,876円は、3か所の汚水処理場の維持管理委託の料金等でございます。

続いて、278ページをご覧いただきたいと思います。

14節の工事請負費1,481万8,476円は、米満地先での排水管の新設工事、給田処理場における自家用電気工作物改修工事のほか町道における舗装修繕工事の工事費となってございます。

次に、3款公債費では、予算現額1億6,379万6,000円に対しまして支出済額は1億6,373万4,646円でございます。内訳といたしましては、1目の元金1億4,538万7,597円となり、これは償還の元金分に相当する額を、また、2目利子では1,834万7,149円となりまして、これは利子に相当する額、これを償還しているものでございます。

4款予備費につきましては支出がございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額2億4,168万9,000円に対しまして支出済額2億3,786万5,431円となりました。

次に、280ページをお開きください。

本ページは実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億4,186万5,000円、歳出総額2億3,786万5,000円。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同様400万円というところでございます。

なお、次のページ、282ページからは財産に関する調書となってございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようにお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで認定第5号及び認定第6号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時25分から予定しております。

（午前11時07分）

○副議長（河野康二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○副議長（河野康二郎君） 次に認定第7号の内容の説明を求めます。

佐久間副町長。

〔副町長 佐久間靜夫君登壇〕

○副町長（佐久間靜夫君） 令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

認定第7号 令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

ガス事業の決算書は別冊になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算内容の概況から説明をさせていただきます。

決算書の9ページをお開きください。

1、概況（1）総括事項でございますが、令和4年度末の需要家数は長南、睦沢合わせて4,590戸であり、前年度より4戸の減となり、ガス販売量は802万1,136立方で、前年度と比較し3万632立方の減となりました。

収益的収支につきましては、ガス事業収益6億696万177円、ガス事業費用は6億1,147万4,265万円となり、当年度純損失は451万4,088円となりました。建設改良工事につきましては、主に供給改善等に伴う入替工事といたしまして、国道409号線供給改善に伴うガス低圧管入替工事ほか6か所を実施し、白ガス管入替えは全て完了いたしました。

今後のガス事業の運営につきましては、経営の効率化と経費の節減を図りつつ、更新工事を実施し、さらなる保安の確保及び安定供給に努めてまいります。

（2）経営指標に関する事項でございますが、令和4年度決算における経営成績につきましては、経営の安全性を示す経常収支比率は、修繕等の増加により前年度比0.74%減の99.23%となりました。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比8.7%減の90.99%となり、事業に必要な費用をガス事業収益で賄えている状況とされる100%を下回っております。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.06%増の79.37%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す経年比率は、前年度比0.73%増の86.89%と増加傾向にあります。これは導管をポリエチレン管に更新したことによるもので、導管の法定耐用年数は13年ですが、ポリエチレン管は経年劣化しないため、更新の必要はありません。要対策管残存率は前年度比3.95%減のゼロ%となり、町にて把握している要対策管の更新は完了したことを示しております。

17ページをお開きください。

令和4年度ガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。

初めに収入でございますが、1款ガス事業収益は6億696万177円でございます。1項製品売上、1目ガス売上は5億3,948万5,298円で前年度より4,828万円の減でございます。これは販売量が3万632立方減ったことによるものです。

第2項営業雑収益は、長南、睦沢合わせた113件分の内管受注工事及びガス警報器具の収入でございます。

3項営業外収益は、激変緩和対策事業の補助金と利息及び長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、令和3年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございますが、2款ガス事業費用は6億1,147万4,265円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億1,499万7,612円で、合同資源及び関東天然ガスから購入しております807万9,695立方の原ガス購入費でございます。

2項供給販売費は、2億3,372万2,502円でございます。8目修繕費612万2,400円は、水取器周りの舗装修繕や切り回し工事、検定が満期になったガスマーテーの修理等でございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,400万円は、ガスホルダー開放検査の積立金でございます。

18目の委託作業費3,026万8,933円は、4,594件のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査等の委託料でございます。

3項一般管理費は、主に人件費及び財務会計などのパソコンリース料でございます。

4項営業雑費用は、113件の内管工事費用でございます。

18ページをお開きください。

固定資産明細書でございますが、年度末償却未済額は15億1,614万6,742円でございます。

19ページは企業債明細書でございます。年度末、未償還残額は25件分、5億5,053万1,032円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料として長南、睦沢に分けたそれぞれの内訳書を添付しております。

戻っていただきまして、1ページをお開きください。

1、令和4年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。税込みとなっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては先ほど17ページで説明いたしましたので省かせていただきます。

2ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、初めに収入の1款資本的収入は、決算額7,034万6,009円、1項企業債5,000万円は白ガス管入替えの財源でございます。

2項工事負担金2,034万6,009円は、合同資源による睦沢町大谷木地先での送水管敷設工事に伴うガス管移設工事の負担金でございます。

次に支出でございますが、第1回定例議会にて第2号補正をさせていただき、1款資本的支出の決算額2億3,097万9,534円でございます。1項建設改良費1億9,708万7,483円、前年度比2,586万344円の増でございます。これは白ガス管入替工事及び舗装本復旧負担金などでございます。

2項企業債償還金は4,089万2,051円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,763万3,525円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

3ページをご覧ください。

2、損益計算書でございますが、令和5年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したもので、税抜き金額となっております。営業収益から営業費用を差し引き、特別利益を加えた当年度の純損失は451万4,088円となりました。前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は134万5,977円でございます。

4ページをお開きください。

3、剰余金計算書でございますが、資本金及び剰余金を表したもので、中ほどの当年度変動額として、損益計算書で生じました純損失を示しております。当年度末残高の利益剰余金合計では6,314万2,791万円で、資本金を合わせました資本合計では8億6,006万4,538円でございます。

5ページをご覧ください。

4、剰余金処分計算書（案）でございます。右側欄の当年度未処分利益剰余金134万5,977円につきましては、議会の議決による処分額はゼロ円とさせていただき、134万5,977円を令和5年度に繰越しするものでございます。

6ページをお開きください。

5、貸借対照表でございますが、ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和5年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。税込みとなっております。白ガス管入替工事などの投資に伴い、左側の二重線で表示しております資産合計及び右側の下段、二重線表示しております負債資本合計共に前年度比103万4,948円増の17億1,081万6,735円でございます。複式記帳の法則により、貸借対照表として成立しております。

以上、令和4年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について説明いたしました。よろしくご審議を賜り認定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第1号 長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きくださいますようお願い申し上げます。

議案第1号 長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について。

長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、本条例の制定の概要でございますけれども、本町農業集落排水事業に係る会計処理、この会計処理について、現在の単式簿記による官庁会計から、複式簿記によります企業会計に切り替えるというものでございます。

この切替えの理由でございますが、昨今全国的に農業集落排水事業においては、施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少、こうしたことにより厳しい経営環境にさらされているという現状がございます。このことから、総務省は平成31年1月25日付総務大臣通知を発出しまして、全国の農業集落排水事業について、令和5年度中に企業会計への移行を完了させまして、令和6年度から新しい会計にて運用するよう要請したというところでございます。今回の条例制定についてもこの要請に対応するものでございます。

なお、同様に全国各地の農業集落排水事業においては、企業会計への切替えが必要となっている状況であります。この企業会計の導入によりまして、資産の的確な把握、それから損益計算書、貸借対照表をはじめとする財務諸表の作成を通じまして経営状況の適切な把握が可能となりまして、これをもって経営の健全化に資するよう期待するというところが先ほどの総務大臣通知の趣旨でありまして、本件条例制定の趣旨ともなっているというところでございます。

では次に、お手元の議案9ページ、また併せて別冊となっております参考資料1ページ、併せてご覧いただきながら、本条例の内容について簡単にご説明を申し上げます。

なお、この後9月7日木曜日午後に議員全員協議会の時間を頂戴しておりますので、詳細についてはその機会にまた改めて説明をさせていただく予定でありますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

それでは参考資料のほう、1ページの中段、制定の内容というところをご覧いただきながら4点ほどポイントをご説明させていただきます。

まず1つ目として、第3条法の財務規定等の適用というところでございます。これは、地方公営企業法を適用しまして、先ほど申し上げましたように複式簿記による企業会計、これを実施するというところを規定しているところです。これによりまして日常出納にまつります伝票の変更、それから出納の積上げの結果であります損益計算書、貸借対照表等の財務諸表の作成を行うこととなるということでございます。

また、あわせて、官庁会計にありました出納整理期間、4月、5月、2か月あるわけでございますが、これがなくなるという変更が生じてまいります。

2つ目として、第5条組織のところをご覧いただければと存じます。これは公営企業の管理者に関する規定でありますけれども、原則として公営企業1つに対して1人の管理者を置くという規定がございますが、本町農業集落排水事業についてはこの地方公営企業法第7条ただし書の規定を適用しまして、小規模でありますことから、この農集事業の公営企業に管理者を置くことをせず、地方公共団体の長をもってこれに充てるとされてございますので、本町のガス事業と同様に町長がその任に当たるということを規定したものでございます。

3つ目に、第10条、これがページでいきますと10ページをご覧ください。10ページ、第10条でございます。

会計事務の処理とする条文でございます。これは先ほどの管理者の件と同様に、一公営企業に対しまして出納の担当を置くのが原則でありますけれども、先ほどと同様、農集事業が小規模でありますことから免除されておるというところです。これを適用させていただきまして、出納に関しては今までの如くに会計管理者に出納の事務を任せるという規定でございます。

最後に4つ目でございますけれども、本条例の施行期日でございますが、先ほどの総務省通知にありますように令和6年4月1日を予定しております。これに伴いまして従前の特別会計設置条例を廃止するというものでございます。これが附則部分にお示ししたところでございます。

繰り返しになりますが、また詳細につきましては7日午後の全員協議会におきまして、もう少し踏み込んだ内容についてご説明させていただければと思います。併せてよろしくお願ひいたします。

以上、大変雑駁ではございますが、長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、この説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りましてご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

江澤税務住民課長。

[税務住民課長 江澤卓哉君登壇]

○税務住民課長（江澤卓哉君） それでは、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

13ページをお願いいたします。

長南町印鑑条例の一部を改正する条例となります。

改正の内容につきましては、参考資料によりご説明させていただきますので、参考資料の2ページをお開き願います。

まず、1、改正の趣旨でございますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの利便性向上のため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、令和5年5月11日に施行されたことにより、個人番号カード所持者について電子証明書の移動端末設備への搭載が可能となりました。電子証明書とは、本人であることを電子的に証明するものであり、移動端末設備とは一般的にはスマートフォンを指します。これにより移動端末設備搭載の電子証明書を利用して、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定の追加等を行うため、条例の一部改正が必要となるものです。

次に、2、改正の内容でございますが、主な改正といたしまして、第15条第2項において地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、個人番号カードに記録されていた利用者証明用電子証明書、個人番号カード用利用者証明用電子証明書と整理すること及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書によってもコンビニエンスストア等による設置の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規

定を追加するものです。多機能端末機とは一般的にはマルチコピー機となります。

また、第15条第1項において、印鑑登録証明書を印鑑登録者が自ら申請する場合は、印鑑登録証を個人番号カードに変えて申請することができるようただし書を追加するものです。これは役場窓口での申請をコンビニ交付の取扱いに合わせるための改正でございます。その他として必要箇所の字句の改正等を行うものですが、これは常用漢字表の改定に伴う公用文における漢字使用等の変更について未改正部分の改正を今回併せて行うものでございます。施行期日については、主な改正内容である国の移動端末設備を利用したコンビニ交付に係るシステム対応予定が令和5年内とされており、詳細な時期は未定であることから、運用後速やかに対応できるよう公布の日から施行するものでございます。

また、参考資料の3ページから6ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前11時57分）

○副議長（河野康二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

○副議長（河野康二郎君） 次に、議案第3号及び第4号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

[福祉課長 長谷英樹君登壇]

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第3号及び議案第4号の内容について、ご説明させていただきます。

議案書14ページをお開きください。

議案第3号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町保育料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。また、参考資料の7ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、現在、町の口座振替の手続の方法は、振替データを各金融機関の窓口に直接持参する方法と、長生農協に一括で処理してもらう方法の2通りあり、保育所保育料の口座振替手続につきましては、振替データを各金融機関の窓口に直接持参し、依頼する方法で行っております。

今回、事務の効率化を図る観点から、この依頼方法を長生農協に一括で処理してもらう方法に変更するため、本条例で定めている保育料の納付期限を毎月13日から毎月末日に改める必要があることから、本条例の一部を

改正するものでございます。

なお、長生農協での一括処理につきましては、NTT東日本が提供しているINS回線を利用して処理を行っておりますが、この12月末でINS回線が廃止されることから、長生農協側で、現在使用しているシステムの見直しを行い、11月から、ちばぎんコンピューターサービスが提供する口座振替データ集中サービスを利用することにより、引き続き長生農協で一括処理が行われることとなっており、保育料の口座振替手続についても、このタイミングで長生農協で一括処理をしてもらう方法へ変更することとしたところでございます。

改正の内容でございますが、保育所保育料の納付期限について、第7条中、毎月13日を毎月末日に改めるものでございます。この改正につきましては、長生農協での一括処理を行うに当たり、納付期限が税や保険料と同じ口座振替日に統一されることから、保育所保育料の納付期限を毎月末日に改めるものでございます。

施行期日につきましては、11月分からとするため、令和5年11月1日からとさせていただくものでございます。

参考資料8ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第3号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第4号の内容についてご説明させていただきます。

議案書16ページをお開きください。

議案第4号 長南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。また、参考資料につきましては9ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、第13次一括法が令和5年6月16日に公布され、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定していた指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定、または認可に係る事務手続について、効率化と事務の負担軽減を図る観点から、都道府県知事への事前協議を事前通知に見直すこととされ、法第3条第11項が繰上げられたことに伴い、本条例で引用している項にずれが生じることから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、この法改正に伴う項ずれの反映といたしまして、第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めるものでございます。

また、本条例の一部改正を行う中で、国が定めている基準と相違している箇所を発見したため、所要の整備といたしまして、第13条第6項ただし書中、同項の規定を第4項の規定に改めさせていただくものでございます。

なお、この所要の整備といたしまして、入園に必要な園児服や体操服、防災頭巾の購入費用、また、卒園遠足

などの行事に参加するための入園料などが該当することとなります、全て書面により通知させていただいておりますので、ただし書の規定を適用して徴収したことはございません。

施行期日につきましては、法律の施行期日が第13次一括法の公布の日から三月を経過した日からとされることから、本条例の施行期日につきましても、公布の日から3か月後となる令和5年9月16日を施行期日とさせていただくものでございます。

参考資料10ページから11ページにつきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第4号 長南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

議案第3号及び議案第4号につきまして、ご審議いただきましてご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで、議案第3号及び議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

[企画財政課長 河野 勉君登壇]

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第5号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書、1ページをお開きください。

議案第5号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度、長南町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,888万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億7,338万4,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額が「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。事項といたしましては、まず、LGWAN機器リースについては、平成30年度に構築後5年が経過し、メーカーサポートも令和5年12月で終了となり、機器の構築に時間がかかることから、LGWAN機器リース料として限度額1,143万8,000円を、府内LAN機器リースについて

もLGWAN機器リース料と同様に、平成30年度に構築後5年が経過し、機器の更改に期間を要することから、府内LAN機器リース料として限度額5,392万5,000円を、B&G海洋センター指定管理委託については、前回、令和3年度から令和5年度の3年間で指定管理者に委託をしており、令和5年度末で期間満了となることから、引き続き複数年度での契約期間を予定しており、B&G海洋センター指定管理委託料として限度額1億8,071万円を、スケートパーク長南指定管理委託については委託を行うことで進めており、契約に向けた執行期間の確保及び複数年度での契約期間を予定していることから、スケートパーク長南指定管理委託料として限度額2,683万1,000円を、それぞれ令和6年度から令和10年度の期間において支出を行う複数年契約として今年度執行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、人件費の補正につきましては一括して説明をさせていただきます。

まず、会計年度職員についてですが、農業振興費で3名の会計年度職員のうち1名がパートからフルタイムに変更。教育委員会事務局費で、1名の会計年度職員の増となっております。その他の人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う不足分のみの追加をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、5目財産管理費、13節使用料及び賃借料で、債務負担行為でご説明させていただきましたが、LGWAN機器リース料として、現行のサーバー等機器のメーカーサポートが令和5年12月をもって終了するため、令和6年1月から3月までの3か月分、60万2,000円を追加するものでございます。

8目地域振興費では、10節需用費で千葉県誕生150周年記念長南フェスティバルの実施に際しかかる消耗品19万円を追加し、12節委託料でフェスティバル関係の委託料222万4,000円。内訳として、千葉県誕生記念花火委託で250万円。警備委託で61万5,000円。会場設営委託で240万9,000円。会場や駐車場の草刈り委託で60万円を現予算との差額分について追加をお願いするものです。

特定財源につきましては、県補助金、千葉県誕生150周年記念事業補助金347万8,000円を充てさせていただくものでございます。

12目過疎対策費では、18節負担金補助及び交付金で、コロナ交付金を活用した交通事業者物価高騰対策支援金として10万円を交通事業者3社へ計30万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金30万円を充てさせていただくものでございます。

3款民生費1項社会福祉費では、11ページをお願いいたします。

1目社会福祉総務費、27節繰出金で、介護会計への繰出金として20万4,000円を計上しており、内訳は、今回の人事費補正に係る包括支援センターへの不足分となっております。

2目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金で、コロナ交付金を活用した介護老人福祉施設等物価高騰対策支援金として10万円を入居施設6施設で、計60万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金60万円を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、10節事業費の修繕料として、木造園舎の床修繕58万3,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、県補助金、保育対策総合支援事業補助金38万8,000円を充てさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金で、コロナ交付金を活用した医療機関等物価高騰対策支援金として10万円を、町内11の医療機関等へ計110万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金110万円を充てさせていただくものでございます。

2目予防費では、7節報償費で、コロナワクチンの秋接種にかかる医師の報償55万2,000円を追加し、10節需用費で消耗品として集団接種用の医薬品等で20万円、秋接種にかかる封筒印刷費として25万7,000円を追加し、11節役務費で接種券の郵送料として75万6,000円を追加し、12節委託費で、あわせて、13ページをお願いいたします。コールセンター業務委託料180万円。コロナワクチン接種委託料890万4,000円。予約サポート業務委託料121万円と合わせて1,279万4,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金で乳幼児や小児へのワクチン接種協力医療機関への定期接種との差額分の支援金として40万円を追加し、19節扶助費で任意予防接種扶助として、県外への里帰り出産時の予防接種費の償還払分8万8,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫負担金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を接種にかかる医師等報償やワクチン接種委託料に945万5,000円を、国庫補助金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を接種に係る消耗品、郵便料等やワクチン接種以外の委託料に550万円、計1,495万5,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費では、3目農林振興費、7節報償費で、今年度は昨年7月末の比較で1.6倍のペースで有害鳥獣の駆除頭数が増加をしているため、有害鳥獣駆除報償金606万円を追加し、10節需用費で消耗品としてイノシシ用の餌や殺処分用の炭酸ガス31万円を、修繕料として芝原農村公園の遊具、ベンチ等の修繕、ブランコ等の撤去費用として80万円の計111万円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するに当たり必要な経費について10アール当たり2万円を支援する交付金2名分として、17万2,000円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫補助金としてみどりの食料システム戦略緊急対策交付金17万2,000円を、県補助金として野生獣管理事業補助金を増加の捕獲頭数を見込む中で320万2,000円の計337万4,000円を充てさせていただくものです。

13ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費では、1目商工業振興費、11節役務費で、コロナ交付金を活用した地域応援券事業として郵便料150万円を追加し、12節委託料でコロナ交付金を活用した物価高騰対応地域応援券事務委託料として、商工会等に1人5,000円の地域応援券の換金費7,400人分や、印刷、広告等、宣伝等を委託するため4,010万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,165万5,000円を充てさせていただくものです。

2目観光費では、10節需用費で修繕料として南総一宮線歩道工事に伴う水沼地先の野見金公園とのみがね峻道の観光案内板の移設費として20万円を追加するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費では、2目道路維持費、14節工事請負費で、舗装修繕工事として予定をしてい

た事業予定箇所1か所で工期変更になったことに伴い、他の路線の修繕工事を見込む中で、既定予算での不足分880万円を、路面陥没、路肩決壊、土砂崩落に対応するに当たり既定予算では不足をするため、道路維持工事費1,000万円の計1,880万円を追加し、15節原材料費、補修用資材50万円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、うぐいすトンネルの定期点検について、当初、令和6年度で予定をしていたものが、市原市側が令和5年度で実施をするとのことになったので、市原市に負担金を支払う形で1年前倒しをし、定期点検を行うことになったことから57万2,000円をお願いするものでございます。

3目道路新設改良費では、12節委託料で、町道長南26号線にかかる修正の詳細設計770万円をお願いするものでございます。

4項住宅費、1目住宅管理費では、21節補償補填及び賠償金で、豊原住宅の移転補償費について、1件30万円を6件分の計180万円をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費は、1目学校管理費、14節工事請負費で、正門の引き戸交換工事について229万9,000円をお願いするものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費では、7節報償費で、教室の講師謝礼として総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したデジタルリテラシー集中講座や、併せて開催するデジタル相談会、スマホ教室などの実施について78万1,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金として情報通信技術講習事業費補助金80万6,000円を充てさせていただくものです。

3目文化財保護費では8節旅費で、費用弁償として笠森観音堂で頻発する落雷の事前調査、指導のために、文化庁技官の派遣をお願いするため、調査にかかる交通費として4万4,000円をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

申し訳ございません、前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

一般財源所要額として、11款地方交付税、1項地方交付税で、普通交付税6,378万4,000円の追加をお願いするものでございます。

15款国庫支出金及び16款県支出金については、歳出においてご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

19款繰入金、9ページをお願いいたします。

1項繰入金では、9目介護保険特別会計繰入金で、前年度繰出金の精算による返還金844万6,000円を追加するものでございます。

〔「ちょっと待って下さい」と言う人あり〕

〔「長いね」と言う人あり〕

○副議長（河野康二郎君） 大丈夫ですね。止まりましたね。再開いたします。

お願いします。

○企画財政課長（河野 勉君） ではちょっと戻りまして、9ページをお願いいたします。

1項繰入金では、9目介護保険特別会計繰入金で、前年度繰出金の精算による返還金844万6,000円を追加するものでございます。

なお、人件費の補正については15ページから18ページ、給与費明細書が、債務負担行為に係る調書については19ページにそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上で、議案第5号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで、議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第6号 令和5年度長南町介護保険補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,665万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億265万1,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

4款地域支援事業費、2項1目包括支援センター運営事業費、2節給料36万6,000円、3節職員手当等69万7,000円、合計で106万3,000円につきましては、この4月に昇格した2名分の人件費について追加をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金61万3,000円につきましては、国庫支出金、地域支援事業交付金として40万9,000円と、県支出金、地域支援事業交付金として20万4,000円を、その他財源につきましては一般会計からの繰入金として20万4,000円を、一般財源につきましては繰越金を充てさせていただくものでございます。

続いて、5款諸支出金、1項3目償還金1,714万2,000円につきましては、令和4年度の実績に伴い、支払基金から超過交付された介護給付費及び地域支援事業費の返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金844万6,000円につきましては、令和4年度の実績に伴う一般会計からの繰入金に対する返還金でございます。

○副議長（河野康二郎君） ちょっと続いていますね。担当の部署でちょっと情報収集だけしといてくれますか。

情報収集のほう依頼をして、引き続き継続して進めていきたいと思います。

お願いいいたします。

○福祉課長（長谷英樹君） この5款支出金の償還金、一般財源につきましては、繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金40万9,000円及び5款県支出金、3項1目地域支援事業交付金20万4,000円。

8款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金20万4,000円、こちらにつきましては先ほど歳出でご説明した人件費に係るもので、それぞれ法定負担割合に基づき追加をお願いするものでございます。

9款繰越金につきましては、前年度繰越金2,583万4,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、8ページから先は給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第6号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで、議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第7号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊となってございます、令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただければと存じます。

まず1ページをお開きください。

議案第7号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,727万4,000円とする。

次に、第2項でございます。

歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出のほうからご説明申し上げます。

予算書の7ページをご覧いただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目3節職員手当等におきまして、まず、通勤手当において5万9,000円、住居手当において33万6,000円、合わせまして39万5,000円の増額を、また、4節の共済費において7万9,000円、3節、4節、合わせまして47万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、担当職員の異動に伴いまして不足分が発生したものでございまして、その財源についてですが、恐れ入りますが、前のページに戻っていたい、6ページをご覧いただきたいと思います。

6ページが歳入の内容でございます。

歳入、4款1項1目1節の繰越金、これを今回の増額補正の財源として充てさせていただく旨、お願いするものでございます。

また、8ページ目以降は給与費明細書となってございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第7号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に係る説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（河野康二郎君） これで、議案第7号の内容の説明は終わりました。

今、担当の部署で、情報収集されましたので、ちょっと発表させていただきます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、ただいま地震が発生いたしまして、最初の地震が1時27分です。震源は千葉県北西部、マグニチュード4.5です。最大震度が3で、それは、神奈川県になります。県内といたしましては、全域震度2ということでございました。ですから長南町も震度2でございます。

2回目の地震が1時33分に発生いたしまして、震源が千葉県の北西部、マグニチュード4.0ということで、県内最大が2でございます。長南町は震度2でございました。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長（河野康二郎君） 大事に至らないようでしたので審議を続けさせていただきます。

以上で、一括議題とした認定第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

◎決算特別委員会の設置及び認定第1号の付託

○副議長（河野康二郎君） ここで認定第1号について、議会運営委員長から報告のあったとおり、内容が複雑多岐にわたるものでありますので、議長を除く9名で構成をする決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することについて議題として、これから採決をします。

お諮りいたします。

採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（河野康二郎君） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより採決をいたします。

決算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタン、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○副議長（河野康二郎君） 本案は賛成全員です。

よって、決算特別委員会を設置することに決定をしました。

このまましばらく休憩します。

○副議長（河野康二郎君） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（河野康二郎君） 異議なしと認めます。

決算特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

お手元の「案」をお消しください。

なお、決算特別委員会委員が決定しましたので、委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開は決算特別委員会終了後を予定しております。

（午後 1時4分）

○副議長（河野康二郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1時5分）

○副議長（河野康二郎君） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

お諮りします。

日程第5、認定第1号から日程第18、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（河野康二郎君） 異議なしと認めます。

日程第5、認定第1号から、日程第18、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○副議長（河野康二郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日の本会議は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時5分）